

令和 7 年 第 5 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年5月27日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2 階 大会議室

○ 出席した委員 (15 名)

1 番 森 武雄	8 番 滝沢 久美子	15 番 堺澤 務
2 番 中嶋 隆	9 番 小松原 博	16 番 伊藤 宏美
3 番 木下 亜紀	10 番 塩木 操	17 番 河上 邦和
4 番 小松原 ひとみ	11 番 上田 佳子	18 番 吉瀬 久司
5 番 倉田 益式	12 番 春日 知也	19 番 氣賀澤 道雄
6 番 小松 伸治	13 番 北澤 満	
7 番 田村 晴男	14 番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5 名)

20 番 小平 裕一	22 番 小池 政幸	24 番 菅沼 佳彦
21 番 小原 正隆	23 番 山崎 幸夫	25 番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (5 名)

3 番 木下 亜紀	9 番 小松原 博	21 番 小原 正隆
6 番 小松 伸治	14 番 宮澤 秀一	

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）

議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 7 番 (田村)

議事録署名人 8 番 (滝沢)

開 会 | 令和7年5月27日 午後2時58分

局 長 | (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

時間より若干早いんですが、今日お集り予定の皆様には御参集いただきましたので、これより令和7年第5回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いします。

会 長 | (氣賀澤 道雄君)

改めまして、こんにちは。(一同「こんにちは」) 御苦労さまでございます。

この中にも参加された方がおられると思いますけれども、昨日は営農センターと農業再生協議会の総会がありまして、審議の結果、全ての議案が承認されました。それに基づいて今年度もスタートしております。

それで、珍しいって言ったら申し訳なんですけども、その中で質問、意見等がありまして、それは御多分に漏れず米のことでした。

1つは、生産者にとってみると、米には主食用と加工用と輸入米があつて、備蓄米のことはよく分からないんですけれども、ざっくり言うと3種類のお米があるんで、そこには価格差があると、じゃ、それをどうするんだ、何か方針があるのかっていう質問と、あと、もう一つは、米を自由に作れない日本の状況で米を輸入しようとする動きがある、これはもってのほかだという意見がありました。

それで、その中で、担当の[]が答えるわけですが、答えの内容は、これも御多分に漏れず、何が正しいんだかよく分からないと、そんな状況ではなかなか方針を出すとか、このようにしたいということも言えない状況なので、とにかく様子を見ながらやっていくしかない、そんな答えでした。その後の懇親会のときに[]と話をしましたら、やはり困ったと言っておりました。

何はともあれ、よく分からない状況ですので、とにかくこの秋がどうなるかっていうのを見ていくしかないかなというふうに感じております。

そんな営農センターと農業再生協議会の総会の報告でした。

それでは、今日もまた3条、5条と貸借に関する審議がありますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

局 長 | (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございますが、今回は 23 番 山崎幸夫委員さんをお願いいたします。

(山崎 幸夫君)

ありがとうございます。

本日の一言ですが、私は、平成 27 年のある日、それまで勤めておりました信用金庫の上司から「山ちゃん、そろそろ定年だけど、どうするのか」と、「君にはちょっと悪いけど役員じゃ残れんから、そろそろ次の身の振り方を考えておいたほうがいいよ」というふうに言われまして、自分は今まで信用金庫で何をしてきたんだというふうに自問いたしました。

その結果、何も残っておらんということが分かりまして、何かやろうじゃないかということで、近所の仲間を集めまして芋焼酎を造ってみようということになりました。募集しましたところおよそ 30 人のお酒好きが集まりまして、芋焼酎を造るということになりました。

それで、造ってみて分かったことは、お酒というのは我々素人が造ったものは売ることができないんだということで、例えば焼酎ですと瓶にして 5,000 本くらい売る計画をつくれとか、いろんな制約がありまして、これはとても無理だなということで、酒屋から売るルートしか残されていないということが分かりました。

それで、焼酎造りに見切りをつけたわけではないんですけれども、次に考えたのがトウガラシでした。それで、トウガラシについては、あるメーカーからの依頼で、こういう品種を作ってくれば全て買い取りますということで、売り先がはっきりしているということと、トウガラシを作れば、ここに 1 つ新しい作業所を造ってくれて、少し雇用も生まれるということがありましたんで、これはまた面白いねってということで始めてみました。

トウガラシについては、メーカーの方も大変積極的に投資をしてくれまして、作業所、それから植付けの機械、収穫用の機械、それぞれに多額の投資をしてくださったということで、新たな雇用も生まれているという状況です。

それで、それはそれで、またさらに発展をするわけですが、新しい植付けの機械を入れてくれまして、今朝も私のところで 1,500 本くらいのトウガラシを植えてきました。今までは女房と 2 人で大体半日から 1 日くらいかかったんですけども、新しい機械を入れた関係で、お手伝いの方が 1 人来てくれはしたんですが、今日はおおよそ 2 時間で全部を植え切ってしまう、水かけまで済んでしまったということで、大変省力化が図れまして、うれしいことになっております。

それで、もうちょっと何かやろうじゃないかということで、■■■■に■■■■という会社がありまして、■■■■さんからのお願いがあった関係で稲わらを作っております。大相撲の土俵の俵であったり、それから正月の飾り物であったり、そういうものに使うそうですが、そういったものに使うわらという

ことです。実際に作って見ましたら、なかなかいい値段で買い取ってくれるということが分かりまして、今年もやりましたけれども、何とか来年は少し増やしてみたいなというような気持ちでおります。

この間、「さらに次の一手は何だい？」っていうふうにある仲間から聞かれました、はたと困っております。いろんなことをやっておりますけれども、私の考え方の元になるのは出口戦略です。作ったものを必ず買ってくれる、ある意味でお金になる、そういうものでないと私は面白くないなと思っていますので、トウガラシにしても、それから稲わらにしても、それぞれ売り先がはっきりしていること、それからいい値段で買ってくれること、そういうところを目指し、考えております。

また皆さんによいお知らせができればいいなということで日々アンテナを高くしているわけですが、なかなか見つかっておりませんが、またよい商品がありましたらぜひお知らせいただければというふうに思います。

簡単であります、今日の一言にさせていただきます。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いしたいと思います。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和7年5月1日付、告示第5号をもって招集しました令和7年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数15名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

3番 木下亜紀委員、6番 小松伸治委員、9番 小松原博委員、14番 宮澤秀一委員及び21番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において7番 田村晴男委員、8番 滝沢久美子委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 2 ページ左側を御覧ください。

計画変更一 1 の黒塗りで表示した場所になります。

中沢区、[] の西 1 筆 383 m²になります。

1 ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画では店舗と住宅を建築する目的によって当地を取得していたが、譲受人のうち 1 人が高齢となり事業達成への支援が困難となったことから事業計画者及び目的を変更したい、承継計画は事業計画者により店舗用駐車場及び薪置場等として使用するというものでございます。

同日、5 条の転用申請もありましたので、こちらにつきましては後ほど御説明させていただきます。

以上 1 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

7 番 (田村 晴男君)

本件につきましては、[] の山門のすぐ横の場所で、[] と []、お二人の共同名義でやっていく予定で令和 4 年から着工しておったんですけど、なかなか進まなくなっていて、これは頓挫してしまうんじゃないかと地元の者はみんな心配しておったんですけども、ここへ来てまた再開しまして、[] が贈与するという形になり、[] お一人でこの計画は進行していくということになりました。

この計画書どおり今年 9 月いっぱいまでには完成する計画で進めるということで、計画変更したいということです。

地元の者はちょっと安心しておりますけれども、無事に進行してくれたらいいなということで了解をしたものでございます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 26 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

主 任 (竹村 直人君)
議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
(竹村 直人君)
それでは議案書 3 ページをお開きください。
農地法第 3 条による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 3 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。
3-1 で表示した場所になります。
上赤須区、[REDACTED] の東 1 筆 26 m²になります。
3 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、交換。
理由でございますが、譲受人は自身が所有する農地とこれまで進入路として使用していた隣接土地所有者の農地を交換したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。
続いて 2 件目でございます。
場所につきましては 4 ページ右側を御覧ください。
3-2 で表示した場所になります。
上赤須区、先ほど 3-1 で御説明をさせていただきました場所の隣接地となっております。
3 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、交換。
理由でございますが、譲受人は自身が所有する農地と隣接する当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。
続いて 3 件目でございます。

場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

中沢区、[]の東4筆、計912㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は空き家を購入するに当たり耕作するため隣接する当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり、実家の売却に合わせて付随する農地を譲受人へ譲渡したいというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

まず1件目と2件目ですけれども、小松原委員の担当ですけれども、今日は欠席ですので、副担当の私のほうから説明させていただきます。

[]は[]に住んでおられますが、今度、[]から戻ってきて農業をしたいということで、その中での今回の案件になっております。

今井さんの土地は、地図でいいますと26㎡より非常に少ない土地になります。

それと、交換する[]ですが、2件目にありますように346㎡という面積になります。

等価交換だと思いますが、面積は違いますけれども、両者承諾の上、交換で進めるということになります。

346㎡のほうは、栗の木やなんかが植わっておりまして、耕作できるかなという土地ですし、[]は、もともとこちらに住んでおられた方が[]へ行っていて、今回、定年で戻ってこられるということですので、農業をすることについては支障がないということで、小松原委員とともに問題ないという判断をしております。

以上です。

7 番 (田村 晴男君)

3番について説明いたします。

譲渡人の[]は[]在住でございまして、現在は通いで農業をしているという形でございます。

それで、計画は大分前から進めておったんですけど、農機具を置く場所がなかったということもありまして、取り替えたりしているうちにちょっと日が延びまして、ここへ来て申請となりました。

それで、今、[]は[]にいるんですけども、[]が農地付空

き家を購入するに当たり、[REDACTED]は通いで農業をしながらこの方に一生懸命農業を伝授したいという形で、最終的には農機具等も[REDACTED]にお譲りしたいということでやっております。

上割のこのあたりの土地はここへ来て 2 件が立て続けに売れたという形でして、駒ヶ根市内が見渡せる大変いい景色のところなんですけれども、一番の難敵はシカやら何やらが出てくるということでございまして、誰もおらなくなって畑の管理ができなくなると鹿の被害が余計に大きくなるということで、そういったことも含めて、農業をしながらやっていきたいということで、比較的意欲的な方でした。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 27 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは、5 条の許可申請について御説明をさせていただく前に、今回お配りした印刷を誤ってしまいまして、7 ページをお開きいただきますと、こちらが今回の第 28 号議案となっております。それで、6 ページに 5-1 と 5-2 の位置図が印刷してあり、8 ページに 5-3 と 5-4 の位置図が印刷されてしまっております。ちょっと分かりにくくなっておりますが、御確認のほどお願いできればと思います。

それでは議案書 7 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 4 件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページ左側を御覧ください。

5-1の黒塗りで表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆383㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は現在建設途中の喫茶店の隣の土地を店舗用駐車場及び薪小屋として使用するため取得したい、譲渡人は現在高齢であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南東1筆937㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は隣接土地で行う砂防堰堤工事に当たり工事用資材置場兼土砂の仮置場とするため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で見えております。

なお、本件につきましては11か月の一時転用として申請されております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東2筆、計2,658㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は隣接土地で行う砂防堰堤工事に当たり工事用資材置場兼土砂の仮置場とするため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内となっております。

農地区分につきましては1種、土地改。

本件につきましても 11 か月の一時転用として申請されております。

続いて 4 件目でございます。

場所につきましては 8 ページ右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の東 4 筆、計 1,375 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は隣接土地で行う砂防堰堤工事に当たり土砂の仮置場とするため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的 2 種農地でございます。

なお、本件につきましては 3 年間の一時転用として申請されております。

以上 4 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

7 番

(田村 晴男君)

1 番です。

これは先ほどお話しした喫茶店についてのことなんですけれども、譲渡人の佐藤さんは年齢が大分行ってしまったので一緒にやるのが不可能になってしまったということで、贈与という形で [REDACTED] に譲るということで、計画変更の手続でございます。

特別問題ないと思います。

13 番

(北澤 満君)

2 番 3 番は同じですので、一緒に説明させていただきます。

今回、大曾倉地区で砂防堰堤工事を行うに当たって、資材を運び切れないということで、大型の車では現場に入れないということで、2 番の土地に材料を降ろして、2 番から小型の車で現場まで運ぶということで、2 番の土地を資材置場、そして車を変えて現場のそばの土地へ降ろすということです。

この農地は何年も自己保全管理ということになっておりますし、11 か月の一時転用ですので、問題ないということで認めてあります。

8 番

(滝沢 久美子君)

4 番ですけども、以前から行われております砂防工事の工期延長に伴う転用です。

今までもネット等がしっかり張られておりまして、管理がきちんとされてお

りますので、問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ありがとうございました。
 それでは、これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。

1 2 番 (春日 知也君)
 事務局に確認です。
 4 番の案件の工期が 1 年なくて転用期間が 3 年っていう関係だけ教えてください。

主 任 (竹村 直人君)
 こちらは工期の記載が誤っております。申し訳ありません。
 工期は 7 月 15 日からの 3 年間となりますので、工期の終わりのを令和 9 年 7 月 15 日に訂正をお願いいたします。

1 2 番 (春日 知也君)
 分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ほかにございますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは、議案第 28 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
 議案書 9 ページをお開きください。
 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
 農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
 公告年月日でございますが、令和 7 年 6 月 30 日でございます。
 期間の終期でございますが、5 年が田 5,238 m²、10 年が田 1 万 5,633 m²、畑 340 m²、合計 2 万 1,211 m²でございます。

貸手が11、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

10ページ～13ページが各筆の明細となっております。

11名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で19筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、利用権の設定を受ける者へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、時間を取りますので内容を確認してください。

それに併せまして補足説明のある担当委員さんがいらっしゃいましたら説明をお願いします。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

2 番 (中嶋 隆君)

この中で借り受ける方が今までの基準では認定農業者じゃない方っていうのはいらっしゃいますか。

主 査 (高坂 貴和君)

既に新規の方が入ってきておりまして、新しく地域計画に資するか本人に聞き取った上で申請された方もお二方ほどおります。

2 番 (中嶋 隆君)

そこを区分しないと、この人たちは集積っていうところには入らなくなるんだよね。

次 長 (山本 孝浩君)

入らないです。

2 番 (中嶋 隆君)

ということは、何か区分しておかないと集積が進んでいるかどうかっていうのがこれだけでは見られないですよ。中間管理事業に入ったものは集積されたように見えてしまうけど、そうじゃない人が混じっていることになると思うんだけど……。

主 査 (高坂 貴和君)

集積規模の考え方は地域計画のくくりで考えることになったので、全ての担い手の方が利用できるという形に変わってきておりますので、そこも区分す

るっていう形は、もう4月以降は使わないようになると思います。

2 番 (中嶋 隆君)
 ここでは使わないっていう意味ですね。

次 長 (山本 孝浩君)
 おっしゃるとおり、4月以降は認定農業者以外の方がどんどん中間管理事業を利用するということになりますので、集積できているかどうかというのを確認するために何か分かりやすくするのはいいかもしれないんですけども、年度を追うごとにどんどん中間管理事業を利用する者が増えるということになりますので、中嶋委員のおっしゃったことについては、また事務局の中で検討させていただきたいと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 よろしいですか。

2 番 (中嶋 隆君)
 はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ほかにございますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは議案第29号について原案どおり可決することに御異議ございませ
 んか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第29号 農用地利用集積等促進計画
 案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしま
 した。
 議案第30号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)
 それでは議案書14ページを御覧ください。
 議案第30号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説
 明し、御提案とさせていただきます。
 ちょっと資料が小さく、見づらくて申し訳ありません。
 まず農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
 公告年月日は令和7年5月30日、売買の面積につきましては田6,421㎡、
 売手、買手につきましてはともに1となっております。

なお、この売買につきましては5月2日に農地あっせん審査会を開催しております。

次ページ——15ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

長野県農業開発公社から[]へ売り渡すという内容となっております。

対象となる農用地面積は6筆で1,421㎡、対価につきましては92万5,600円となっております。

農地の場所につきましては16ページの位置図を御覧いただきたいと思います。

6筆全てが中沢区菅沼に位置する農地でございます。

左側の位置図の中沢2159、2163、2168につきましては、[]の西側に位置している農地でございます。

右側の位置図の[]につきましては、[]

[]の北側に位置している農地でございます。

15ページにお戻りください。

こちらの売買につきましては所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し
の時期は、いずれも令和7年6月16日でございます。

この農地の前所有者につきましては表の左下に記載してございますので、御
確認いただきたいと思います。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明はございますか。——よろしいですか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第30号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 農用地利用集積等促進計画
案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしま
した。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和7年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時39分